

# 一般財団法人 都市みらい推進機構定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人都市みらい推進機構（以下「本機構」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本機構は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 本機構は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本機構は、新しい都市拠点の形成等の都市の活性化に関する総合的な調査・研究、情報・資料の収集・提供等を実施することにより、民間の技術と経験を活かしつつ、地域社会と調和した活力ある都市づくりの推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新しい都市拠点の形成等の都市の活性化に関する計画・事業手法等に関する調査・研究及びその受託
- (2) 都市の活性化に関する総合的な情報・資料の収集・提供
- (3) 都市の活性化及び地域住民の街づくりに関する指導及び相談
- (4) 講演会、研究会等の企画・開催
- (5) 機関誌の発行、街づくりに関する出版業務等の広報
- (6) 関係諸官庁、地方公共団体等に対する提言
- (7) 都市及び都市基盤施設並びにその関連技術に関する情報・資料の収集・提供及び普及啓発
- (8) 都市地下空間の活用に関する調査・研究、情報・資料の収集・提供及び普及啓発
- (9) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第2章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、本機構の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で

定めたものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理)

第7条 本機構の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第8条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本機構の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 本機構の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(評議員)

第11条 本機構に、評議員10名以上15名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とし、他の1名を評議員会会長代理とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ①国の機関
  - ②地方公共団体
  - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会会長及び評議員会会長代理は、評議員会において選任する。

(評議員の職務)

第13条 評議員は、評議員会を構成し、第16条第2項に掲げる事項を決議する。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。その額は、各事業年度の総額として30万円を超えない範囲とする。

## 第2節 評議員会

(評議員会)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 評議員の報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 計算書類等の承認
- (6) 解散
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。評議員会会長に事故あるときは、評議員会会長代理がこれに当たる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名が記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(役員の種類及び定数)

第24条 本機構に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 理事長のほか、必要に応じ、専務理事及び常務理事を置くことができる。

4 第2項の理事長をもって代表理事とし、第3項の専務理事及び常務理事を含む理事3名以内をもって法人法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統轄する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、その業務を総括する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、その業務を処理する。

5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を

作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事又は監事の解任)

第29条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることができる評議員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務違反、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第31条 本機構は、役員が法人法第198条において準用される同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本機構は、外部役員（法人法第198条において準用される同法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事及び同法第115条第1項に規定する外部監事をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は1万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問及び参与)

第32条 本機構に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、任期を定めた上で理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 参与は、本機構の調査研究の指導について、理事長の諮問に応ずる。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、特別な職務を執行した場合は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第2節 理事会

(理事会の構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本機構の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を



満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

## 第5章 賛助会員

(賛助会員)

第39条 本機構の趣旨に賛同する者は、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、理事会の決議を経て理事長が別に定める基準に適合しなければならない。
- 3 賛助会員は、理事会の決議を経て理事長が別に定める賛助会費を納めるものとする。

## 第6章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第3条、第4条及び第12条の規定についても適用する。

(解散)

第41条 本機構は、基本財産の滅失による本機構の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分等)

第42条 本機構は、剰余金の分配をすることはできない。

- 2 本機構が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 事務局

(設置等)

第43条 本機構の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 事業報告書及び計算書類
- (5) 監査報告
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (8) その他法令に定める帳簿及び書類

## 第8章 公告の方法

(公告)

第45条 本機構の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により公告を行う。

## 第9章 補則

(細則)

第46条 この定款に定めるもののほか、本機構の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。